

令和3年度第1回利根町総合教育会議 議事録

令和3年11月18日 午後3時00分開会

1. 出席者

【町長】	町長	佐々木喜章君
【教育委員会】	教育長	海老澤勤君
	教育長職務代理者	佐藤忠信君
	委員	石井豊君
	委員	長岡純子君
	委員	巻島久君

1. 欠席者

なし

1. 出席事務局職員

【町長部局】	総務課長	飯塚良一君
	政策企画課長	川上叔春君
	財政課長	蜂谷忠義君

【教育委員会】	学校教育課長	中村寛之君
	生涯学習課長	桜井保夫君
	指導課長	池田恭君
	生涯学習課長補佐	永田幸夫君
	学校教育課長補佐	布袋哲朗君
	学校教育課係長	辰尾尚美君

1. 協議事項

議題1 「布川地区コミュニティセンター」の生涯学習施設への組み入れについて

議題2 その他

令和3年度通学路合同点検結果報告について

午後3時00分開会

○学校教育課長（中村寛之君） 定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第1回利根町総合教育会議を開催いたします。

初めに、佐々木町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいところ第1回総合教育会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの新規感染者も減少し、ようやく外出自粛や飲食店の時短要請も解除されました。

13日現在で、本町の12歳以上の2回目ワクチン接種率が95.3%と県内で2番目に高い接種率となっておりますが、引き続き感染対策を講じながら、教育活動や生涯学習活動を再開し、徐々にではございますが、サークル活動、スポーツなど活動の幅を広げ、心身ともに健康に過ごしていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日は布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設に組み入れることについて、教育委員会より提案されております。令和2年4月に、文化センターにつきましては、社会教育施設から自治法施設に変更し、利用していただいております。町民の利便性、町施設の整合性等を図る観点から、布川地区コミュニティセンターにつきましても、料金等の見直しを行い、生涯学習施設として組み入れたいのご提案でございます。

既に教育委員の皆様には説明をさせていただいている案件だと思いますが、教育委員の皆さんの忌憚のないご意見を出していただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○学校教育課長（中村寛之君） ありがとうございます。

続きまして、海老澤教育長、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（海老澤 勤君） ご苦勞さまでございます。今年度初めての総合教育会議でございます。今、町長からお話があったように、今回の議事は2点ございます。

1点目が、布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れということで、昨年度、公民館を文化センターとして生涯学習施設に組み入れ、町民にとっても使い勝手がよくなったと評価をいただいているところではないでしょうか。同じように布川地区コミュニティセンターについても生涯学習施設へ組み入れたいというものでございます。

もう1点は、9月末に実施されました通学路合同点検の結果についての報告でございます。町当局の方々にも、合同点検結果について把握をしていただいて、子供の安全な登下校となるよう願っております。忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○学校教育課長（中村寛之君） ありがとうございます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、利根町総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、佐々木町長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） 皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○町長（佐々木喜章君） それでは、早速議題に入らせていただきます。

「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 生涯学習課長の桜井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」でございますが、令和2年度に現在の文化センター、旧公民館を社会教育施設から生涯学習施設に変更する際にも、公民館及び生涯学習センター運営審議会において、布川地区コミュニティセンターの在り方について検討していただきました。

そのほか、町民等からも要望がございまして、利用料金等他の施設と整合性を図る観点から議題として提案させていただいております。

資料の詳細につきましては、永田生涯学習課長補佐より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長補佐（永田幸夫君） 生涯学習課の永田です。

それでは、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。

「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」ご説明いたします。「1. 背景、(1) 旧利根町公民館の社会教育施設から地方自治法施設へ変更」でございますが、令和2年度に旧利根町公民館を地方自治法施設に変更する際に、布川地区コミュニティセンターの今後の在り方について、生涯学習センター審議会において検討していただきました。そのときに、料金体系や指定管理者との協議などを行い、諸問題が解決された後、見直しを求める意見を頂いております。

「(2) 町民等からの要望等について」でございますが、布川地区コミュニティセンターを利用しての団体から施設の利用料金の見直し等の要望や、利根町議会一般質問においても、他施設との整合性を図る必要があるとの要望などがなされております。

「2. 生涯学習施設への組み入れについて」でございますが、教育委員会において管理を委任されている生涯学習施設と布川地区コミュニティセンターは、ともに地方自治法施設であり、利用者の利便性及び町民の生涯学習活動支援を考慮すると、使用料金、管理運営等の一元化を図る必要があります。

従来どおり布川地区コミュニティセンターは、指定管理者制度を利用し、管理運営業務を委託しながら生涯学習施設への組み入れも可能であると考え、令和4年4月1日から組み入れたいと考えております。

2ページをご覧ください。

「3. 布川地区コミュニティセンターと生涯学習施設との主な相違点」でございますが、料金体系は表のとおり、布川地区コミュニティセンターは1時間当たりの料金体系となっており、生涯学習施設は午前、午後、夜間の3段階に分けた料金体系となっております。

冷暖房施設を利用した場合には、布川地区コミュニティセンターの場合、1時間当たり50円となっております。一方、生涯学習施設は使用料金の5割増となっております。

営利目的での使用の場合ですが、布川地区コミュニティセンターは、条例で営利目的を禁止しておりますが、生涯学習施設は、使用料金の3倍となっております。

その下の項目、使用料の減免の欄ですが、布川地区コミュニティセンターの場合は、生活保護法や身

体障害者福祉法に定めるものが利用するときなどとなっており、生涯学習施設は、町民の割合が5割を超える5人以上の団体が生涯学習活動をする場合は、5割の減額となっております。

利用行為の制限の項目ですが、布川地区コミュニティセンターは、物品の販売をはじめ、宣伝、勧誘、募集、看板等の掲示、政治、宗教等の活動が制限されております。

休館日ですが、布川地区コミュニティセンターは水曜日、生涯学習施設は月曜日となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

「4.生涯学習施設への組み入れのメリットとデメリット」でございますが、メリットといたしましては、使用料及び運営方法等が統一され、利便性の向上が図れる。

また、利用行為の制限をなくすことにより、物品等の販売や有料のイベントなどへの貸出しができます。

デメリットとしては、使用料等を統一することにより、定期利用団体の中に、使用料を減免しても高くなるケースが発生します。

また、使用料の減免に該当する利用団体が増加し、使用料金の売上げが落ち、減収分の補填が予想されます。

「5.利根町コミュニティセンター料金改定（案）について」でございますが、考え方といたしまして、生涯学習施設と布川地区コミュニティセンター使用料金について、整合性、公平性を図るため、生涯学習施設の各室の使用料、面積を参考に各室の利用料金を設定し、使用時間も統一したものとなっておりますので、下表をご覧くださいと思います。

続きまして、4ページをお開き願います。

「6.布川地区コミュニティセンター定期利用団体一覧」でございます。月1回以上、布川地区コミュニティセンターを定期的に利用している団体を記載してございまして、各団体が1回の利用時間で算出しております。

なお、生涯学習施設は、12時から13時まで貸出しを行っていませんが、布川地区コミュニティセンターは、その規定がないため、12時から13時を利用している団体については、午後の料金体系で計算をしております。

定期利用団体14団体中2団体が、改正後の利用料金で計算をしてみますと、現行より高くなっておりますが、1団体は1回の利用時間が少ないことによるものでございまして、もう1団体は、会員数12名中8名が町外者であるため、減免措置が使えないためでございます。

5ページをご覧ください。

「7.布川地区コミュニティセンターの名称について」でございますが、町内全域及び町外の方々も多数利用されており、布川地区コミュニティセンターという名前が根づいております。

また、名称変更による費用などが発生するため、名称変更は行わないと考えております。

「8.生涯学習施設組み入れまでのスケジュール」でございますが、一覧表のとおり、11月24日（水）に4委員会、これは社会教育委員会、生涯学習施設運営協議会、歴史民俗資料館運営委員会、図書館協議会において、布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて説明及び検討を行

います。

次に、12月に再び4委員会を開催し、検討結果の報告を各委員会から伺いたいと考えております。

同じく12月に総合教育会議を開催し、最終方針の検討を行えればと考えております。

令和4年2月に教育委員会を開催し、町長からの条例案の意見の申し出について協議し、3月に町議会定例会に条例案を上程する予定となっております。

6ページをご覧ください。

生涯学習施設組み入れに伴う例規改正については、ご覧のとおりでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○町長（佐々木喜章君） ただいま事務局からの説明がございました。教育委員の皆様からご質問等を受ける前に、町長部局の事務局より、確認事項または補足して説明する事項等はございますか。

○総務課長（飯塚良一君） 5ページの「7.布川地区コミュニティセンターの名称について」の上から2行目、「東文間地区公民館」となっていますが、「東文間公民館」だったと思います。後で確認をお願いします。

それと、もう1点よろしいですか。3ページ目の「4.生涯学習施設への組み入れのメリットとデメリット」のところで、メリットの(1)使用料及び運営方針が統一され、利便性の向上が図られるという文言が一つあります。デメリットのほうでは、使用料等を統一することにより、減額しても高くなるケースが発生するというので、使用料の統一によってメリットとデメリットが両方出ているのですが、使用料が統一されたことでの利便性の向上というのはあるのでしょうか。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 定期利用団体から最初に要望等が出てきたのが、同じ活動をしているのに布川地区コミュニティセンターだけ5割の減免にならないという話から、同じ料金に統一することによって、布川地区コミュニティセンターを利用する団体が増えるということの意味で利便性ということを言っております。

○総務課長（飯塚良一君） ただ、料金を統一することによってデメリットが出てきているので、単純にわかりやすくするためにも、運営方法が統一されて利便性の向上が図られるだけのほうが良いのではないかなと感じました。

私のほうからは以上です。

○町長（佐々木喜章君） ほかにありますか。

それでは、教育委員の皆様からご質問、また布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設へ組み入れる件につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○委員（石井 豊君） 3ページの「5.料金改定（案）」の米印のところで、冷暖房使用料の5割増し、また、営利目的は使用料の3倍の額となっております。

それで、次の4ページをご覧くださいませでしょうか。

1から14の団体がありますが、この中で営利目的の団体というのはあるのでしょうか。逆に、最初から申しますと、3番目の団体については、これは一般企業かと思いますが、この場合は営利目的になるかどうか。もし営利目的となった場合においては、改定使用料が1,650円となっておりますけれども、営

利目的であると、その3倍というような額になるかと思うのですけれども、その辺、どのような形になっていますでしょうか。

○生涯学習課長補佐（永田幸夫君） この3番目の団体につきましては、これは利根町にある浄化センターの職員で構成されている団体でございまして、月1回、私的な会議を開くときにコミュニティセンターを利用しておりますので、営利目的ではないと判断しております。

○委員（石井 豊君） 分かりました。

○町長（佐々木喜章君） ほかにありますか。

○委員（佐藤忠信君） 基本的に、この生涯学習施設と布川地区コミュニティセンターと2本立てだったところの一つにすることは、布川地区コミュニティセンターが地方自治法施設ということもありますので、一緒にすることは良いかなとは思っています。

ただ、この4ページにある利用団体の使用料比較をすると、高くなる団体が使わなくなると減収になりメリットのないような気がするのですが、この生涯学習施設にすることによって利用が増えるような算段があるのかどうか、その辺をちょっとお聞きします。

○生涯学習課長補佐（永田幸夫君） この利用体系、料金が下がることによって、ほかの一般団体、例えば現在、生涯学習施設を使っている団体が、文化センターがいっぱいだからということで、布川地区コミュニティセンターに移って活動をするというように流れていくことかと思えます。文化センターとか生涯学習センターでは、時間帯や日程の取り合いではないのですけれども、話し合っていて決めているような状況ですから、今、布川地区コミュニティセンターは空いている時間もありますので、そういった方、団体が利用していただくことによって、減収はなくなるのかなというふうに考えております。

○委員（佐藤忠信君） あと、今までは時間単位で徴収できたというところで、例えば午前中の3時間、もし3団体が1時間ずつ使ったとしたら3倍の料金になると思うのですが、この9時から12時で、1枠で1時間しか使わない団体が550円ということになると思うので、その辺もちょっともったいないような気がします。現在利用している方たちは、利用時間が1時間で済むことはなさそうなので、大丈夫かなと思います。

あと、ほかの施設は月曜日が休日で、布川地区コミュニティセンターは水曜日で違うのは良いのかなと思っていたのですが、組み入れるとなれば休館日も月曜日になるのですか。

○生涯学習課長補佐（永田幸夫君） 休館日につきましては、水曜日と月曜日ということですが、今、佐藤委員がおっしゃられた意見を参考に、少し内部で共有させていただいて、今後4委員会に諮ったときに、お話をさせていただいて調整をしたいと思っております。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

○委員（巻島 久君） 5ページ「8.生涯学習施設組み入れまでのスケジュール」に関して確認なんですけれども、これを見ますと、3月までいろいろな事務上のことが入っている関係で、町民に料金体系などの変更を知らせるのは、3月以降ということになるのでしょうか。

○町長（佐々木喜章君） 事務局、お願いします。

○生涯学習課長補佐（永田幸夫君） 今、巻島委員がおっしゃったとおり、3月以降、議会が終わってからはなるかと思えます。

○委員（巻島 久君） そうすると、4月1日から変更することを想定すると、町民に周知する期間が非常に少ないので、最初の頃は、なかなか利用率は、思ったようには上がらないと思えます。逆に言えば、もうちょっと町民にPRする期間なども慎重に考えていただいて、もしこのスケジュールを前倒して詰められる部分があれば詰めていただいて、少しでもPRをして、PR期間を一月とか二月とかとって、ある程度、利用者に周知してからスタートできるように持っていければ、一番理想なのかと思えますので、お話をさせていただきました。

○町長（佐々木喜章君） 事務局。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 今おっしゃられたとおりで、内部でも前倒しできないかと検討したのですが、スケジュール的に前倒しするのは無理なものですから、この周知する方法について、いろいろと検討してまいりたいと考えております。

○総務課長（飯塚良一君） 施設の変更日を4月1日ではなくて、条例の施行日を例えば7月1日にするというのも一つの手かなと思えます。

広報紙で周知するとすれば、3月議会で通るのが20日前後だとして見ると、4月の広報には間に合わなくなるので、5月の広報になると思えます。5月、6月と1カ月半ぐらいの周知期間が出てくるので、議決がないと周知が難しいと思うので、施行日を考えてみたらいかかかなと思っています。

○町長（佐々木喜章君） 事務局。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 今の意見も参考にしたいと思うのですが、現在使っている利用団体の意見としては、なるべく早く減免措置する体系にしてほしいというところもあります。今、伺ったご意見も参考に、もう一度検討してまいりたいと思えます。

○町長（佐々木喜章君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○委員（石井 豊君） 先ほど巻島委員、飯塚総務課長からも施行日、周知期間についてご意見がありました。資料の定期団体を見ますと、14団体あって、高くなるのが2団体、ほかの団体については安くなるようになっていますので、安くなる団体にとっては、早くしてほしいというのは重々分かります。

その一方で、周知期間がちょっと足りないということもあるのですが、現在の利用は14団体がほぼ占めているということなので、私個人的な意見からすれば、4月1日から変更すれば、利用団体にとっては有益なのかなと思えます。ただ、収入確保や周知方法については、別個に考えていただければ良いのかなと思えます。

○委員（巻島 久君） 何をベースに考えるかというところなんですけれども、利便性を向上させて、今使っている団体だけではなく、それ以外の団体にも広く活用してもらいたいというのがベースにあるわけです。ですから、今利用している団体の都合は、どちらかというところ2番目に考えることであって、最初に考えなくてはならないのは、使ってもらう人がたくさん増えて、抽せんしなくてはうまく運営できないみたいな方向に行くことが一番望ましいわけですから、そのためには、やはりPR期間も、PR

方法も大事だと思います。今使っている人の意見も大事かもしれませんが、これを変更する本当の趣旨に照らして、どうするかを考えていくべきかと思います。

○教育長（海老澤 勤君） 5 ページの 8 番のスケジュールで動かないものは、令和 4 年 3 月の議会で条例案を上程するということです。

今、巻島委員がおっしゃっていた使い勝手が良い施設、この 14 団体以外の利用ももちろんですが、この登録されている 14 団体が、例えば月 1 回が月 2 回になる、週 1 回が週 2 回になるという可能性も、もちろん使い勝手としてはあるわけです。そういうこともねらいとして議題としてとり上げております。

年が明けてからの 1 月、2 月、議会上程までの 3 ヶ月、若干アバウトなところがありますが、どういう形でこの改正案をまとめ、巻島委員、佐藤委員がおっしゃるように、町民に周知する方法も考えていきたいと思いますので、3 月の定例議会にぜひ上げられるように目指して、事務局のほうで頑張っていただけだと思います。4 委員会などのご意見もこれからありますので、聞いてみて、良い知恵を出し合っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○町長（佐々木喜章君） これから 4 委員会の中で、今出たご意見、問題などについても事務局が諮って、良い答えを出していただきたいと思います。

それでは、事務局から説明がありましたように、同じ地方自治法施設であり生涯学習課で管理しておりますので、布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設へ組み入れる方向で進めていただきたいと思います。

今回の総合教育会議では、4 委員会での検討結果について報告していただき、最終的に布川地区コミュニティセンターの在り方について、総合教育会議で協議し決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題 (2) 令和 3 年度通学路合同点検結果報告について、担当課より説明を願います。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、令和 3 年度通学路合同点検結果報告についてご説明いたします。

本年 6 月 28 日に千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが衝突する痛ましい事故が発生し、町長、教育長から指示がございまして、7 月 7 日に建設課と学校教育課で通学路、主要道路の点検を実施し、教育委員会におきまして、7 月の定例会で報告をさせていただきました。

教育委員会におきまして、平成 27 年 2 月に利根町通学路交通安全プログラムを策定し、道路管理者や取手警察署などの関係機関で構成される通学路安全推進会議で毎年 1 回合同点検を実施し、必要な対策内容について協議し、児童生徒が安全に通学できるよう安全確保を図っております。

本年度につきましても、9 月 27 日に道路管理者や取手警察署などの関係機関と合同点検を実施し、安全対策についての要望書を 10 月 6 日付で道路管理者ほか関係機関へ提出をさせていただきました。

本日お配りしております資料につきましては、ホームページに掲載しております本年度の合同点検結果でございます。

報告につきましては、以上でございます。

○町長（佐々木喜章君） 令和 3 年度通学路合同点検結果報告につきましては、教育委員会について報

告済みとのことですが、何かご意見、ご質問等ございますか。

○委員（佐藤忠信君） 通学路に関して、全国的にいろいろ事故が起こっていて、どうしても避けられないところなのかなという感じになっています。その八街で起こった事件も、広い道路なのに事故が起きてしまうということで、子どもたちへのそういう意識付けがまず必要なと、ある専門家の話ですと、人というのは、50 キロでぶつけられると致死する確率が高く、30 キロ以下ですと、大けがをするにしても、生き残れる確率が高くなるということで、如何に車の速度を落とさせるかが重要だそうです。

ですので、私もこの地図を見ましたが、どうしても事故が避けられないようなところは、まだまだたくさんありますし、最近のドライバーの意識としても、抜け道として急いでいるときには、どうしてもスピードを出してしまう。特に、広い道路でよく出されてしまうということがありますので、そういったところをうまく狭窄のものを使ってスピードを落とさせるとか、あとは国からハンプというのを無償で貸し出しているそうなので、そういったものを使って、とにかくスピードを落とさせるということが大事だそうです。

ここでも何か所か信号の要望があったのですが、交通量に対して信号は設置という規則が決まっているそうなので、なかなか難しいのではないかと思います、やはりそういったところの解消は必要ですので、何とか良い知恵を出して、子供たちが安全に通えるようにしてほしいと思います。

以上です。

○町長（佐々木喜章君） 信号機って茨城県で、年間に5基だったかな。

○総務課長（飯塚良一君） たしかそのぐらいです。

○町長（佐々木喜章君） この間、要望活動ということで、セブンイレブンの前の白鷺団地の交差点の要望が上がってききましたので、一緒に取手警察署に行きました。みんなで署名を集め、あれだけの数の署名を持って行っても難しいというのがありまして、県で5基なので、事故でもないで設置してくれないというのは、それは本当の話です。

町長への手紙でも結構来ているのですが、朝、栄橋が混雑していると細い道に車が入ってきて、2台すれ違うところに子供たちが歩いていて危ないとか、そういう問題がたくさんあります。これは何とかしなきゃならないなということで、町でも取り組んではいるのですが、朝の時間帯や休みの日など車が増えてきて、大丈夫かなと思って考えているところです。何もやらないわけにはいかないの、今対策を練りながら、みんなでやっているところです。

対策というのは、なかなかみんなで話し合っても進まないのが現状で、以前に、地震でブロック塀が倒れてきた事故の際にも、教育委員会にすぐに点検をしてもらったんです。点検はするんだけど、その後、それっきりで終わっちゃうというのが実情で、中には、職員が一生懸命歩いてくれたので、自分の家のブロック塀も古くなったので、やり直してくれた家も本当に1軒か2軒ですよ。何か所も上がってきていますが、それが実情です。

ですので、通学路に関しては、もっと知恵絞ってやらなきゃいけないなと今考えているところです。ほかにないですか。

○委員（巻島 久君） この通学路の点検報告はいろいろな関係の人が点検して、こういうふうにとまとめられたんだと思います。写真の資料のある利根中学校と、それから文小学校区に関連することで、私も正確な情報を得たわけではないのですが、今、文小学校から西側の道路から、小貝川のほうに向かっての耕地整理が始まっています。それで、計画でいくと来年度、文小学校から大体、利根中学校の入り口ぐらいまでの横須賀地区の工事が始まるそうです。

その耕地整理に伴って、産業道路の幅を拡張して、さらに歩道もつけるという計画で耕地整理をしているそうです。

何を言いたいかといいますと、2年後には産業道路にセンターラインがついて、大房のほうから竜ヶ崎南高校のところをって取手方面に行く抜け道として、さらに交通量が増えるのではないかと思います。交通量が増えたときに、産業道路そのものは通学路になっている確率は少ないと思うのですが、産業道路を横断して通学している子はいっぱいいると思います。

さっき町長も言いましたけれども、何らかの対策をとらなければいけないということになれば、道路に立体的な感覚を起こさせるような塗装をすとか、多少、色違えて塗装をして、この先、横断歩道があるとか、横断する小学生がたくさんいるところがあるとか、前もって分かるような、信号機とかは無理にしても、何かそういうことで見直さなければならぬのではないかなと思っています。

私が言いたいのは、交通事故が起きたときとか、そういうときに見直すのではなくて、この交通量がどう変化したかということで、あと2年後、または3年後、この耕地整理が終わって、産業道路に歩道がつき完成したときに、もう一回見直しをしないと、事故の教訓が生きないのではないかなという気がしましたので、担当の方には、頭に入れておいていただければありがたいなと思います。

以上です。

○学校教育課長（中村寛之君） 前も巻島委員のほうから、立木の道路、立木の十字路のところが今度広くなることによって、逆にスピードが出る車が危ないんじゃないかということで、その辺もすでに建設課にお願いをしております、予算は決まっているからちょっと難しいのですけれども、新年度予算で考えてくれるということになっておりますし、今お伺いしましたことももう一度調べまして、担当課にそういう話はさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員（巻島 久君） ありがとうございます。

○町長（佐々木喜章君） 基盤整備後、換地の土地を端につけて産業道路につけますから、5年ぐらいかかるかもしれませんが、巻島委員が言われるようなことも注意しながら、みんな注意していても交通事故って起こりますから、その辺は十分にみんなで話し合いながら、また交通事故死亡ゼロ4,000日を更新するような勢いで考えていけば良いのかなと思っています。

○委員（佐藤忠信君） 令和5年度から小学校が統合され、そうすると今度は、スクールバスの乗り場までに子どもたちの流れができるので、その辺を前もって計算した上で対策をしていただきたいと思います。

○学校教育課長（中村寛之君） スクールバスの停留所になるところは、なるべく交通量の少ない場所を選んでおりますけれども、そこまでの区間も対策を検討したいと思います。

○委員（巻島 久君） スクールバスは、何路線ぐらい回す予定なんですか。

○学校教育課長（中村寛之君） 路線といたしますか、12台運行する予定です。

○委員（巻島 久君） 分かりました。ありがとうございました。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） なければ、その他何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） なければ、本日は貴重な御意見を頂き、意見をたくさん頂きありがとうございました。

以上で議題のほうは終了したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

それでは、令和3年度第1回利根町総合教育会議を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時55分閉会